

主治医意見書作成料の判断基準

担当課・係
日向市 高齢者あんしん課 介護認定係
☎ 0982-66-1023

※新規・継続について、診断年月日を基準に過去5年以内での判断をいただきますよう、お願ひいたします。

	新規	<ul style="list-style-type: none">◆認定申請を初めて行う者◆前回申請時の施設から退所後に在宅で初めて更新の申請を行う者について、医師が初めて意見書を記載した場合◆更新の申請を行う入所者について、入所者の健康管理等を業務とする医師以外の医師が初めて意見書を記載した場合◆在宅で更新の申請を行う者について、前回申請時の意見書を作成した医師以外の医師が、前回申請時の診療録等を参照することができずに(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を除く。)初めて意見書を記載した場合◆退所後に初めて更新の申請を行う者について、同一医師が初めて意見書を記載するも、当該主治医の所属医療機関が入所時の医療機関と異なるため、診療録等の参照が困難な場合
在宅	継続	<ul style="list-style-type: none">◆在宅で更新の申請を行う者(入所者の健康管理等を業務とする医師が入所時の診療録に基づき記載した場合を除く。)について<ol style="list-style-type: none">(1)前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合(2)又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照すること可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合◆前回申請の結果が非該当であり、再度申請を行う者(入所者の健康管理等を行うことを業務とする医師が入所時の診療録に基づき記載した退所者を除く。)について<ol style="list-style-type: none">(1)前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合(2)又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合

(注)

- 「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・特定施設入居者生活介護・住宅型有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅への入所者は、「在宅」扱い。
- ただし、上記施設の入所者が、医療機関に入院した場合は、「施設」扱い。

主治医意見書作成料の判断基準

	新規	<ul style="list-style-type: none">◆ 医療機関へ入院しており、入院先の医師が記載した場合◆ 入所後、初めて更新の申請を行う者について、当該施設の入所者の健康管理等を業務とする医師（嘱託医・協力医療機関の医師）が記載した場合
施設	継続	<ul style="list-style-type: none">◆ 前回の申請時と同一の施設に入所して更新の申請を行う者について、当該施設の入所者の健康管理等を業務する医師であって、 (1)前回の意見書を作成した医師が記載した場合 (2)又は、前回の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(参照することが通常可能である場合を含む。)当該医師以外の医師(当該申請者の診察を行っている医師に限る。以下同じ)が記載した場合◆ 退所後、在宅において更新の申請を行う者について、入所時の診療録等に基づいて (1)前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合 (2)又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合◆ 医療保険適用の療養型病床群から介護保険適用の療養型病床群に転床して更新の申請を行う者について (1)前回申請時の意見書を作成した医師が記載した場合 (2)又は、前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して(院内共通の診療録が整備されるなど、診療録等を参照することが通常可能となっている場合を含む。)当該医師以外の医師が記載した場合◆ 前回申請の結果が非該当であり、再度申請を行う入所者について、入所者の健康管理等を業務とする医師が記載した場合

(注) 用語の定義

- 「施設」とは、介護保険施設の他、入所等の機能を有する高齢者用施設を含む。
- 「認定」とは、要介護認定及び要支援認定をいう。
- 「入所」とは、短期入所を含む施設入所・入院をいう。「入所者」とは、短期入所を含む施設入所・入院者をいう。
- 「退所」とは、短期入所を含む施設退所・退院をいう。「退所者」とは、短期入所を含む施設退所・退院者をいう。
- 「更新の申請」とは、準備要介護認定期間中の2回目以降の新規申請、区分変更の申請を含む。